

最高裁秘書第5780号

令和元年12月16日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

令和元年11月19日付け（同月20日受付、第014475号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

「労働審判手続におけるテレビ会議の方法による期日の実施状況（平成29年）」と題する文書（片面で8枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

平成 30 年 6 月 27 日  
最高裁判所事務総局行政局第二課労働審判係

### 労働審判手続におけるテレビ会議の方法による期日の実施状況（平成 29 年）

#### 1 報告対象事件

- ① 平成 29 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに終局した労働審判事件のうち、テレビ会議の方法による期日を実施した事件（以下「実施事件」という。）
- ② パイロット庁（※）本庁において平成 29 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに終局した労働審判事件のうち、当事者的一方又は双方の住所等がパイロット庁各支部（※の括弧内の支部）管内にある事件（ただし①の事件を除く。以下「不実施事件」という。）

#### ※ パイロット庁

水戸地裁（土浦支部及び下妻支部）, 宇都宮地裁（足利支部）,  
静岡地裁（沼津支部）, 神戸地裁（姫路支部）, 名古屋地裁（岡崎支部）,  
福岡地裁（久留米支部）, 福島地裁（郡山支部及びいわき支部）,  
釧路地裁（帶広支部）

#### 2 報告のあった件数（平成 29 年 1 月終局分から 12 月終局分まで 12か月間）

97 件

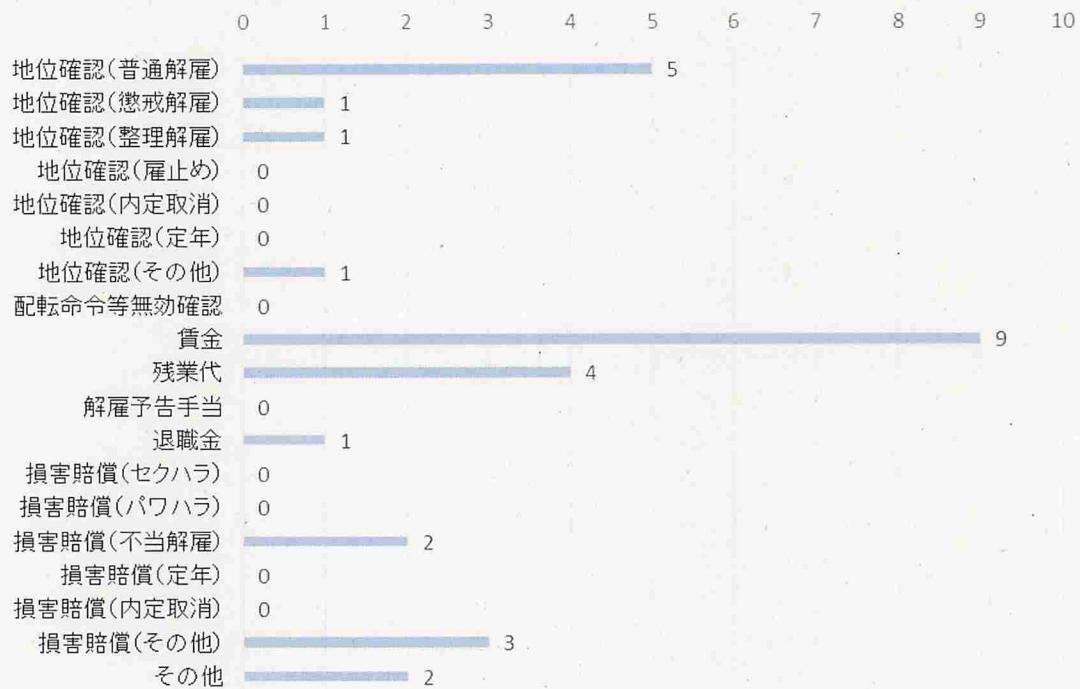
（内訳）実施事件 ・・・ 15 件（※）

不実施事件 ・・・ 82 件

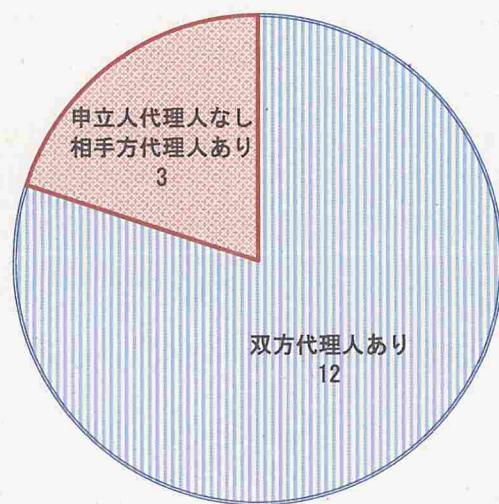
※ 上記のうち、パイロット庁以外の庁における実施事件は 4 件であった。

### 3 実施事件について

#### (1) 事件の種類（複数回答可）

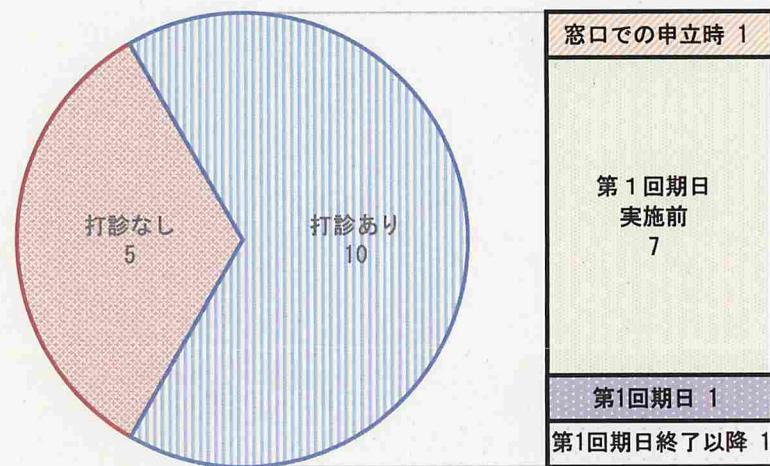


#### (2) 代理人の有無



なお、申立人に代理人が就いていない事件（3件）のうち、テレビ会議の受託府（テレビ会議システムの接続先の裁判所）に申立人本人が出頭した事件は2件であった。

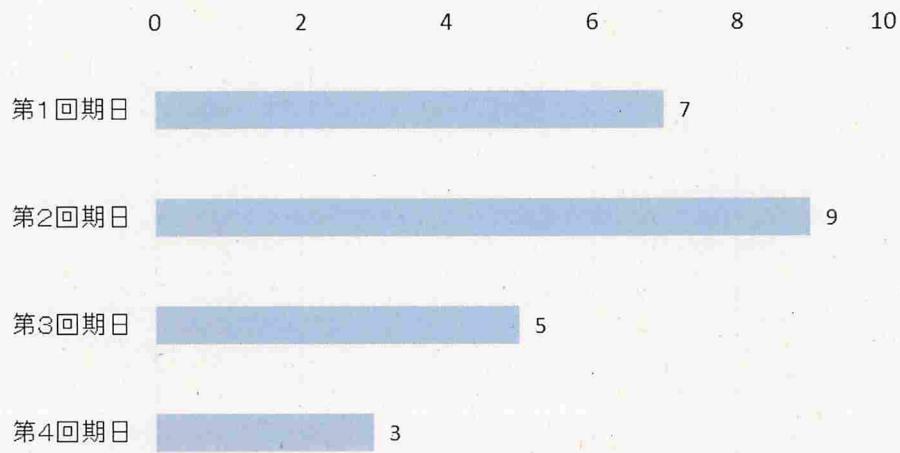
### (3) 裁判所からの打診の有無及び打診の時期



実施事件については、裁判所からテレビ会議利用の打診が行われた例が多いが、裁判所が打診を行うことなく当事者から利用申出があった例も平成28年と比較して増加した（平成28年は、打診なしは1件。）。

なお、当事者から利用申出があった例としては、裁判所と弁護士会との間で開かれた意見交換会の際に、テレビ会議を利用した労働審判期日のデモンストレーションが行われ、これに参加した経験のある弁護士が利用申出を行ったケース等があった。テレビ会議の利用促進のためには、こうした取組も有用であると考えられる。

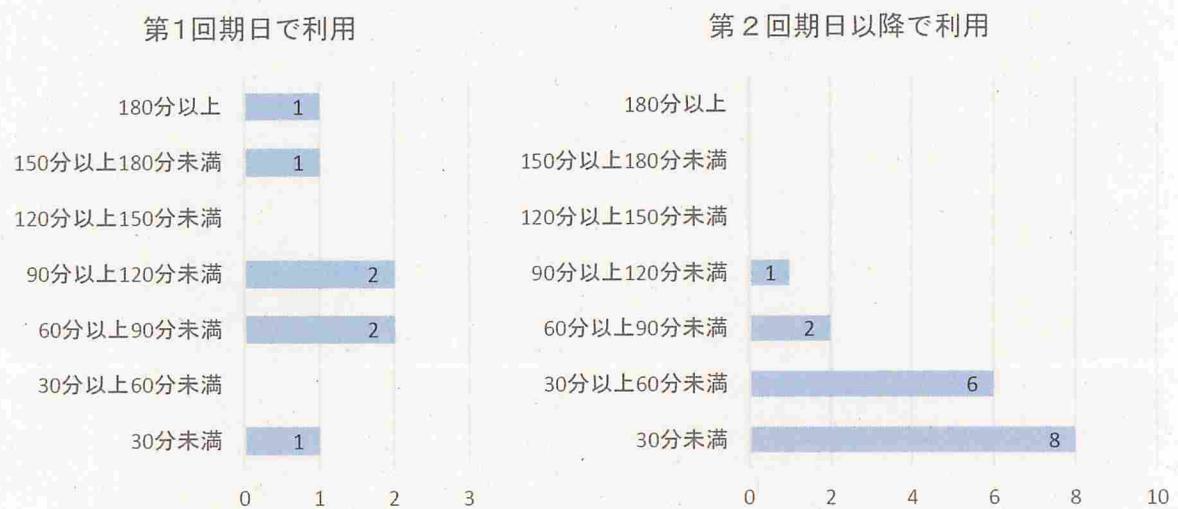
(4) テレビ会議を利用した期日



※上記の件数は延べ件数である。

上記のとおり、第1回期日からテレビ会議を利用した例がある一方で、第1回期日は当事者双方が事件の係属する裁判所に出頭し、第2回期日以降でテレビ会議を利用した例もあった。双方の例を比較しても、当事者の所在地等の距離的な事情について顕著な違いは見られなかった。このことからすると、何回目の期日にテレビ会議を利用するかを決定するに当たっては、距離的な事情のみならず、事件の性質や当該期日における審理予定、これらを踏まえた当事者の意向等が総合的に考慮されているものと考えられる。

## (5) テレビ会議を利用した期日における審理時間と手続の内容



※上記の件数は延べ件数である。

第1回期日でテレビ会議を利用した合計7件における審理時間は、60分以上のものが6件と約9割を占めており、手続の内容としては、当事者の主張の整理に加えて、書証の確認や当事者等に対する事情の聴取が行われることが多かった。一方、第2回期日以降でテレビ会議を利用した合計17件における審理時間は、60分未満の事件が14件と8割を占めており、手続の内容としては、主に調停案の提示、調停成立に向けた話し合いが行われていた。

実際にテレビ会議を実施した府の多くからは、テレビ会議を利用したために審理に支障が生じることは特になかった旨の報告がされたが、テレビ会議では受託府出頭者の表情までは読み取りにくく、また、互いの発言がテレビ会議を通じて届くまで若干のタイムラグがあったため、第1回期日はテレビ会議とはせず、第2回期日以降にテレビ会議を利用する運用の方がよいという意見もあった。

## (6) 円滑な進行のために行なった準備の例

テレビ会議による期日を円滑に進行するために、多くの府において事前に委託府と受託府との間で接続テストを行ったり、実施に向けた簡単な打合せを電話で行ったりするなどの準備を行っていた。また、期日前に、当事者双方に対し、テレビ会議の方法による期日の進行予定について書面で連絡している例もあった。

さらに、パイロット府の中には、委託府である本府と受託府である支部との間で、テレビ会議システムの運用要領を策定している府もあった。

## (7) テレビ会議を利用した感想、今後の課題等

実施庁からは、当事者が遠方の場合にテレビ会議を利用して審理を行うことは有意義であると感じたという感想や、テレビ会議の活用により労働審判制度の利用促進が期待できることから大いに活用すべきであるという意見が寄せられた。

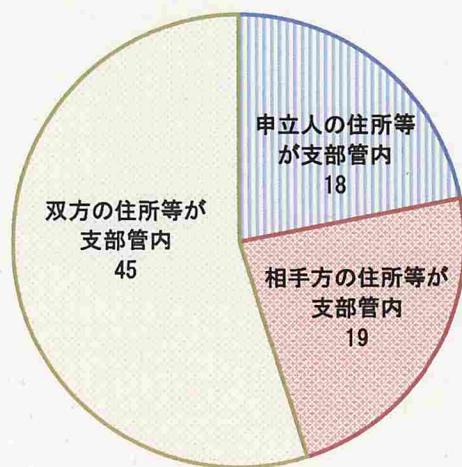
一方で、機器の操作等については、受話音量が大きく審判廷の外への音漏れが気になった、集音マイクの感度が高く音を拾いすぎていたといった指摘や、当事者・代理人・労働審判委員会の全員を一度に同画面に映すことが難しかったという指摘もあり、改善すべき点があることもうかがわれた。

また、審判廷の確保、当日受託庁に出頭する当事者等への対応も含め、受託庁職員に生じる負担の軽減を今後の課題として挙げる庁もあった。ただし、これらの点の多くは、テレビ会議の利用経験が増えるにつれて適宜改善し得るものと考えられる。

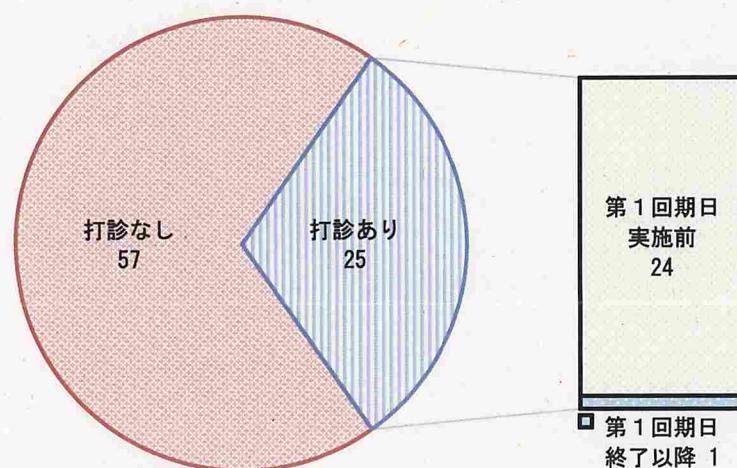
その他、電話会議とは異なるテレビ会議の視覚的アドバンテージを活かす工夫として、ホワイトボードに当日の進行や確認事項等を記載し、これを画面に映し出すことなどが考えられ、活用の幅を広げることができるのでないかという提案があった。

## 4 不実施事件について

### (1) 当事者の住所等



## (2) 裁判所からの打診の有無及び打診の時期

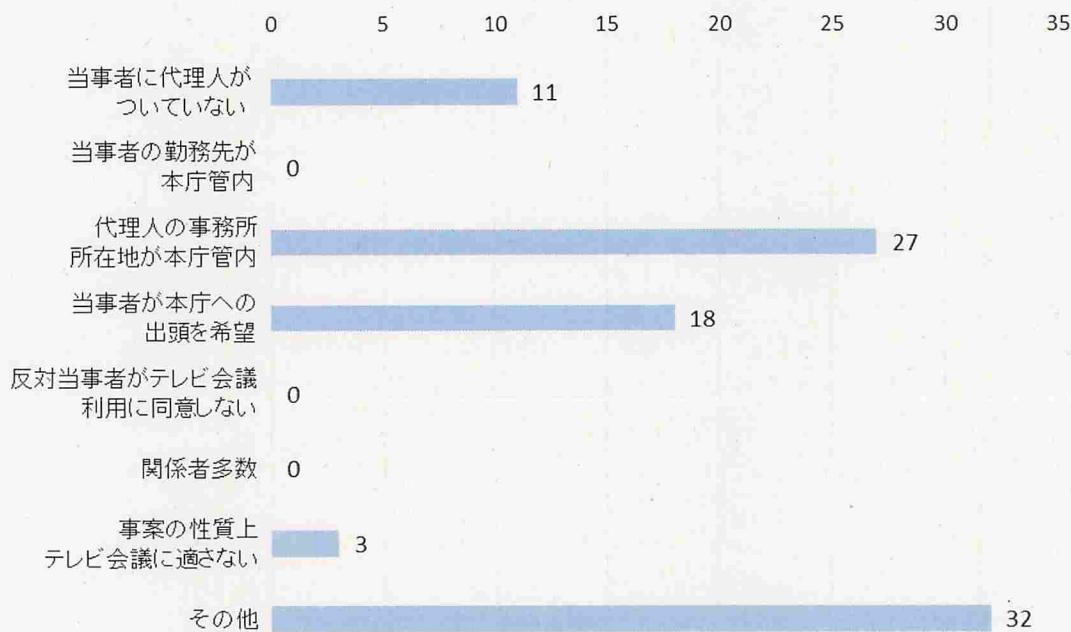


不実施事件 82 件のうち、裁判所から打診が行われていた事件は 25 件であった（なお、平成 28 年は、不実施事件 56 件のうち、裁判所から打診が行われていた事件は 7 件にとどまっており、これと比較すると、平成 29 年は、各庁において、より積極的にテレビ会議利用の打診が行われるようになったことがうかがわれる。）。

また、打診の時期は、第 1 回期日実施前が大半を占めており、それ以降はほとんど行われていなかった。もっとも、第 1 回期日実施前にはテレビ会議の希望がない場合であっても、進行状況等によっては、第 2 回期日以降にテレビ会議の利用が考えられる事件もあり得るため、今後は、審理の状況等に応じて、第 1 回期日実施以降にもより積極的な打診が行われることも期待される。

なお、不実施事件のうち、当事者からの申出があったものの不実施となった事件も 2 件（申立人から申出のあった事件 1 件、相手方から申出のあった事件 1 件）あった。

(3) テレビ会議を利用しなかった理由（複数回答可）



テレビ会議を利用しなかった理由としては、「その他」を除くと、「代理人の事務所所在地が本庁管内」（にあるため）が最も多く、「当事者が本庁への出頭を希望」（したこと）が次に多かった。このことから、支部管内に居住・勤務する当事者であっても、本庁管内の弁護士が代理人となることがしばしばあると考えられ、また、本庁への出頭の負担等を考慮しても、労働審判委員会と対面して審理を受けたいという当事者の希望が強い場合もあることがうかがわれる。

「その他」の中には、当事者に対するテレビ会議の案内書面の交付を行ったものの、当事者から積極的な利用申出がなかったことから、裁判所において当事者にテレビ会議の利用意思がないものと判断したというものが多かった。そのほか、代理人が他都道府県に事務所を有する弁護士であり、支部より本庁の方が出頭の利便性が高いことを理由とするものや、裁判所においてテレビ会議の利用打診を検討していたが、打診を行う前に事件が終局したもの等もあった。

以上